

平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成26年5月13日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時30分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

指導課指導事務係長 野崎

指導課指導主事 川村

中学校給食推進室担当課長 森

教職員課長 小田桐

総務部担当課長 増田

総務部指導主事 岩木

総務部担当課長 田中

生涯学習推進課長 五十嵐

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 22名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、許可します。

また、新聞社より会議の録音をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、録音の許可はしないということによろしいでしょうか。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

議案第9号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱について 及び 議案第10号 川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中本委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第4号（教科書採択地区についての請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー 請願第 4 号読上げ ー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。
なお、請願者に確認しましたところ、意見陳述は希望されないとのことでした。
この請願は本日の議事事項として予定されております議案第 7 号に関するもので、本日審議が必要かと思われまます。その点につきましても併せて御協議いただきたいと存じます。
以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第 4 号の取り扱いにつきまして、御協議願います。この請願は、本日の議案に関するもので本日審議が必要であるとの説明がありました。よって、本日このあと、請願の審議を行うということによろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

7 請願事項

平成 25 年度 請願第 5 号 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願について

平成 25 年度 請願第 6 号 図書館（学校図書館を含む）の利用に関して、配慮の名における特定図書の閉架等が起こらないことを求める請願について

平成 25 年度 請願第 7 号 学校図書館等における「はだしのゲン」に関しては、今まで通り自由な閲覧の継続を求める請願について

平成 25 年度 請願第 8 号 学校図書館などの図書館の利用に関して、特定図書の閉架が起こらないよう求める請願について

請願第 3 号 漫画「はだしのゲン」を小中学校の児童、生徒への教育的配慮から学校内持込み、図書室陳列を禁止することを求める請願について

【峪委員長】

これらにつきましては、いずれも学校図書館等における「はだしのゲン」に関する請願でありますので、一括して審査していきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは一括して審査をいたします。

平成 25 年度請願第 6 号、平成 25 年度請願第 8 号、および請願第 3 号につきまして、請願者のほうから陳述を希望されていますので、お願いをしたいと思います。まずは平成 25 年度請願第 6 号についてお願いをいたします。

【請願者】

図書館（学校図書館を含む）の利用に関して、配慮の名における特定図書の閉架等が起こらないことを求める請願の陳述にあたり、まずはじめに、このような機会を与えていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。私は「川崎の教育を考える会」の稲田宣文と申します。よろしくお願いいいたします。この請願については橋本清貴氏が出したんですけども、今日はちょっと都合により陳述ができませんので、私が代わって陳述をいたします。よろしくお願いいいたします。私、稲田宣文は川崎市の小学校に 37 年間勤務して、子どもたちと一緒に仕事をしてまいりました。そういう経験を踏まえて発言をしたいと思います。

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関して児童・生徒への教育的配慮を求める請願は、日本国憲法に抵触するのではないかという思いで請願をいたしました。日本国憲法の第 19 条には「思想および良心はこれを侵してはならない」とあり、また第 21 条では「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあります。図書館（学校図書館を含む）は当然日本国憲法が保障する基本的人権を具体的に保障するための施設であり、その利用に関しては基本的には自由であるべきと考えております。日本社会の中で、図書館の運営法になっている日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」の前文で、「図書館は基本的人権のひとつとして知る権利を持つ国民に資料と施設をすることをもっとも重要な任務とする」と書かれております。また学校図書館は、1999 年の第 30 回のユネスコ総会で批准され、基本的には図書館の自由に関する宣言と同じような内容が述べられております。すなわち、学校図書館は情報がどのような形態・媒体であろうと学校構成員全員が情報を批判的に捕らえ、効果的に利用できるように学習のサービス・図書・情報資源を提供する（中略します）学校図書館サービスは年齢・人種・性別・宗教・国籍・言語・職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなくてはならない（中略）いかなる種類の思想的・政治的あるいは宗教的な検閲にも商業的にも圧力に屈してはならないと述べられています。これは一昨年 8 月に松江で起きた図書閉架問題について、昨年の 8 月 22 日に日本図書館協会が声明を出しました。この声明は全国的に大きな反響がありまして、この影響で松江の教育委員会は閉架措置を取り下げたという事実がござ

います。続いて、私は川崎市の学校現場にさまざまな平和教育の実践が蓄積されていると
思っております。その平和教育の教材には川崎市教育委員会が作成した副読本「かわさき」
が川崎のすべての市立学校に配布されている、核兵器廃絶平和都市宣言なども現場の教職
員の判断で学習されたところですが、ご存知かと思いますが昭和 20 年 4 月
15 日は川崎大空襲の日なんですね。この日は、B-29 が夜やってきまして、川崎・幸・中原
区といったところを無差別爆弾して当時 1000 名に近い人が亡くなり、大きな建物や家屋が
消失したといわれております。特にこの川崎区は、お大師様も焼けるし、ここの市役所に
残っている時計台だけが残ったという、あとは本当に焼け野原になったという、そういう
話を私は子どもによく話をするんですけども、「おじいちゃん、おばあちゃんにわからなか
ったら聞いて」という話もすると、そういうことで川崎にもそういう戦争があったとい
うことを話すことができました。その他に平和教育の教材はさまざまありますが、その中
に原爆の悲惨さ・恐ろしさを小学校低学年の子どもたちにもわかりやすい内容の「はだしの
ゲン」という漫画があります。当時私のクラスでも大変人気があり、子どもたちが熱心
に読んでいる姿を今でも思い出されます。すぐに「はだしのゲン」の本はボロボロにな
った記憶があります。それほど「はだしのゲン」は子どもたちに人気がありました。また、「は
だしのゲン」が月刊漫画誌に掲載されたのは 1972 年から 74 年で、ちょうど 40 年前で
すね、その後も単行本などで 40 年間もの間、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えている作
品として、平和教育の参考書として子どもたちに読み継がれてきました。さらに各国で
翻訳され海外でも高い評価を受けています。この事実は「はだしのゲン」が一義的に
有害図書に該当するものではなく、その取り扱いには保護者や学校教育現場の教職員
の判断に委ねられるべきだということ、社会通念が定着していることを物語ってい
ると思います。そういうわけで、長い間この「はだしのゲン」は平和教育のひと
つとして取り上げられてきたという経過です。それから 2007 年のウィーンで開
かれた核拡散防止条約再検討会議準備委員会では、日本政府代表団が「はだしの
ゲン」の英語版を会場内に展示・配布しています。当時の安倍政権の麻生太郎外務
大臣の肝入りで実現したもので、外務省は各国政府・NGO 関係者にぜひ手にと
って読んでほしいという PR をしたそうです。これは、麻生外務大臣は当時、ア
ニメ・漫画のおたくということで自分がこれを世界に宣伝しようということで、外
務省に 30 冊是非ということで持ってウィーンの会議に行ったそうです。そして彼
はその場で、そこに来ていた世界各国の方に英語版の「はだしのゲン」を配りま
した。しかし、一昨年から続いている「はだしのゲン」の問題について、現副総
理である麻生さんは何もコメントしていないのはちょっと残念だと思います。最
後になりますけども、日本国憲法の前文は、日本政府が政府の脅威によって再
び戦争の参加が起こらないように決意したことから説き起こし、全世界の国民
が等しく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を利用すると確認し、
国家の名誉にかけて全力を挙げこの崇高な理想と目的を達成することの誓いで
締め括っております。戦争がもたらした悲惨な事実を伝えることなしに戦争の

惨禍を教訓とするとともに、恐怖からの自由への情熱も成立しておりません。県内では、神奈川県議会または相模原市議会で同様な請願を不採択（いわゆる否決）しております。以上の点から「はだしのゲン」に対して、図書館（学校図書館を含む）の利用に関して、配慮の名における特定図書の閉架が起こらないことを求める請願の陳述を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。どうぞお席のほうへ。

続きまして平成 25 年度請願第 8 号についてお願いをいたします。

【請願者】

請願第 8 号 学校図書館などの図書館の利用に関して、特定図書の閉架が起こらないよう求める請願の陳述を行いたいと思います。陳述の機会を与えていただきありがとうございます。感謝いたします。請願者今井克樹、田辺勝義の 2 名を代表しまして田辺が陳述を行いたいと思います。平和学習などでは教育委員会作成の副読本「かわさき」などが活用されてきました。私は平和学習の教材のひとつに「はだしのゲン」があると考えます。「はだしのゲン」は、原爆投下された広島 of 惨状の中を明るく生き抜くゲンの姿を通じて、戦争の悲惨さ、核兵器の残虐性・非人道性を小学生にもわかりやすく描いており、大いに平和学習に活用すべきものです。まして、閉架式図書の中で自由に閲覧されることを妨げてはならないと考えます。その理由は、第一に「はだしのゲン」は中沢啓治さんが被爆をし、父や姉などを失い、急性原爆症・貧困などと苦闘しながら生き抜いた体験に基づいた、自伝的な長編漫画です。その単行本も発行されており、過去に大江健三郎氏の推賛があるなどして、これまで総発行部数 1000 万部という国民的ベストセラーです。多くの児童・生徒にも読まれており、それが児童・生徒に有益なので公益法人全国学校図書館選定基準に基づいて選定され、全国の学校図書に採用されてきています。これを、特定の立場に立つ配慮のもとに、閉架式に移す根拠はないと考えます。第二に、学校の中の図書館では教員や図書司書の教育的判断のもとで閲覧に供されているものであり、その教育の自由・図書館の自由・学校の自主性を尊重することが必要であり、それを保証するのが教育委員会のあり方ではないでしょうか。第三に、過去の戦争や原爆の悲惨さをきちんと伝えていかなければなりません。が、「はだしのゲン」はそれを芸術作品として提示し得ている、優れた作品であると考えます。そういう芸術作品の一部を取り上げて云々することは、慎重であるべきです。また「はだしのゲン」は、ゲンの成長に伴って序実が高度になっていくという構造を持っており、小学校児童にも十分に理解可能な作品です。扱っている戦争の厳しい実相などを捕らえて特定の見地から配慮をして排除することは、むしろ子どもたちが作品に接し、自らの力で真実を学び取る機会を奪う、知る権利を奪うことになり、子どもの権利条例の精神にも反していると思います。戦争や原爆・被爆の厳しい現実に対して、読

むのを止めるのか読み続けるのかは、児童・生徒の判断に任せるべきであり、都度それが子どもの権利条例のいう子どもの主体性を尊重することになると考えます。大人の配慮がなければ子どもが自主的に判断できないと考えるのは、子どもの主体性を無視するものです。第四に、「はだしのゲン」は英語・フランス語・中国語など 20 数ヶ国語に翻訳され、原爆・被爆の実相を伝える本として読み継がれています。そして、中沢さんがアジアに対する侵略戦争の実相、原爆被爆の実相を批判的に描いたからこそ、広く国際社会に受け入れられているのだと考えます。先ほどの陳述からも触れておりましたが、その証拠に、2007 年ウィーンでの核兵器不拡散条約再検討会議での第 1 回準備委員会で、日本政府代表団が会場内で「はだしのゲン」の英語版を展示し、外務省は英語版 30 冊を NPT 加盟国や NGO 団体に配布しました。この事実は、外務省も「はだしのゲン」が被爆の実相を伝えるに適する重要な図書と認めたからだといえます。さらに昨年 11 月に赴任した、キャロライン・ケネディ駐日アメリカ大使が日本を知る一助として米國務省から勧められて「はだしのゲン」を読んだことを、昨年 12 月 2 日の読売新聞が伝えています。アメリカ國務省も日本を知る一助となると認める有益な図書の、自由な閲覧を制限するのはいかなるものでしょうか。このように優れた図書を、「配慮」などの名の下に閉架式へ移す根拠はありません。それどころか、一度特定図書が特定の見地からする口実によって排除されるなら、それは検閲に繋がり、学校図書を変質へと導き、図書館と閲覧の自由を奪うことに繋がります。そしてそういう口実で、特定の書籍を配慮の名の下に閉架に移していくことは、言論の自由を明記し検閲を許さないとした憲法 21 条や、図書館の自由、この子どもの知る権利の保障にも触れることとなります。特定図書を次々と閉架にしていくことが起これば、多くの図書がその危険に晒され、言論統制になっていく危険さえ孕むと考え、私は危惧するものです。以上より、特定の図書の閉架が起こらないように切に求めるものです。これで私の陳述を終わります。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、請願第 3 号につきましてお願いします。

それでは 10 分程度でお願いいたします。

【請願者】

私は、「はだしのゲン」はこれを許していいような人は日本人じゃないとみます。天皇陛下に対してこんな無礼なことを言った人は、もう死刑に値する人だと思っております。これを許可する人も、これは全部戦後の日教組教育を受けた人たちの言葉でありますから、私はそれも全部聴くべきではないと戦前派の者はみんなそう思っていると思います。私は、教育勅語のことを今から少しお話しします。昭和 20 年の 8 月に戦争が終わって、私は海外から帰国してみたら、アメリカが東京裁判などをして 600 人の日本の優秀な軍人や官僚な

どを死刑にしました。そして日本人から大和魂を失くしてダメ人間にするために、今までの憲法を止めて、これも国際法違反ですけども新しい憲法を1週間で作って日本人に押し付けて、軍人軍隊は無くして、そして監獄に入っていた共産主義者を飼い起こして、日教組を作り、そして日教組教育を公立の小中学校に反日教育を受けさせております。そうして育った人が、今のこの「はだしのゲン」を賛成しているんだと、私は思っております。だからそれはそのせいだと思っております。戦争が終わったとき、先ほども話されましたようにほとんど大きな街は焼け野原となっておりますが、それを戦争中と同じように、生き残った者は努力して新幹線を作り高速道路を作り、オリンピックまで東京で開催しました。しかし、戦後教育を受けた人たちが占めるような世の中になってくると、教育・政治・産業すべてがおかしくなってきました。人づくりを無くして国づくりなしと言われた、ここ川崎出身の政治家の笠浩史代議士が、この前「教育の未来を語ろう」という本を出されましたけど、この教育勅語については何も書いておられません。それから、4月20日日曜日にNHKが「日本の教育改革討論会」がありまして、各政党から教育に関心のある代議士が出てきましたけれども、誰一人として明治天皇が日清・日露戦争の前、明治23年10月30日に勅語を出され日本の教育の方針を示されたことがあります。そういうことを誰も言わないというのがもうすでに若い人は、私からみた若い人ですが、明治神宮でもらった教科書の一部ですけど、見たことのない方もおられると思うんですが、今日持ってきたので回して見てください。私は小学校1年のときに、この教育勅語を全部暗唱してこれを唱えておりました。学校の入り口には奉安殿というのがあって、ここにこの教育勅語と天皇・皇后両陛下の写真が鉄筋コンクリート造りの奉安殿に奉ってありました。私たちが学校に入ると、どこの学校でも同じなんですけど、お寺に向かって一礼をして入ると、帰るときも同じですけども、皆さんが神社に行かれたとき鳥居をくぐるとき神門をくぐるとき一礼をなされて入っていると思うんですが、そういう教育を受けて今日があるわけです。川崎市はそこで、教育勅語を重んじた小中学校の生徒に教育をしていただきたいと思いません。それには、日教組に対抗できる校長と市長を選ぶべきです。私はその責任は川崎市民にあると思います。そう思っていた矢先に一昨日ですけども、産経新聞に人格教育の重要性を訴えて下村文部科学大臣が会長になって人格教育向上議員連盟（仮名）を発足するといって、保守系の議員100名で発足することがわかりました。教育勅語に着目して12の徳、親孝行とか友愛とか夫婦の和だとか12徳が書いてありますが、それに基づいて教育すると、そして現在は親のモラルが低下しておりますので、親学も考えているようでございます。これを知り、私はこれから日本はいい国になるだろうというふうに安心していました。これが実行されれば、私が言うことは何もありません。私は八紘一字、世界の平和を祈るだけです。ご清聴ありがとうございました。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。陳述につきましては、本請願の

審議に際しまして参考にさせていただきたいと存じます。それでは次に事務局からの説明をお願いいたします。

指導事務係長お願いいたします。

【指導事務係長】

それでは「はだしのゲン」についてご説明いたします。

はじめに、学校図書館が保有する漫画「はだしのゲン」の保有数について、説明いたします。

平成 26 年 2 月現在で、小学校 102 校で 1,481 冊、中学校 38 校で 485 冊でございます。

貸出回数でございますが、小学校は、図書館貸出システムが稼動した平成 20 年度から平成 25 年度末までで延べ 15,718 回、中学校では平成 22 年度から図書館貸出システムが稼動いたしまして平成 25 年度末までで延べ 260 回でございます。

次に 5 つの請願事項について、説明いたします。

請願第 5 号につきましては、『漫画「はだしのゲン」には、全編にわたり教育上有害・不適切な内容が多数散見されるので、児童・生徒が閲覧を希望する場合は、無用の誤解や精神的苦痛を招かないように、必ずその都度、教職員が個別具体的に指導するなどの教育的配慮をすること』でございます。

請願第 6 号につきましては、「図書館（学校図書館を含む）の利用に関して、特定図書の閉架等が起こらないようにすること」でございます。

請願第 7 号につきましては、『「はだしのゲン」を今まで通り、自由な閲覧の継続を求める』でございます。

請願第 8 号につきましては、図書館（学校図書館を含む）の利用に関して、『「はだしのゲン」など特定図書に閉架等が起こらないようにすること』でございます。

請願第 3 号につきましては、『「はだしのゲン」を小中学校の児童・生徒への教育的配慮から学校内への持込禁止、及び図書室への陳列を禁止すること』でございます。

5 つの請願についての基本的な考え方でございますが、学校図書館は、学校図書館法に基づき、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられた設備でございまして、児童・生徒に多種多様な資料を提供することが必要であると考えております。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定されているところでございます。

なお、学校図書館の図書の選定につきましては、学校長が権限を有しており、学校長のも

とで購入する図書等を選定しているところでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。ご審議をお願いいたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。説明は以上でございます。それでは、ご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

【中本委員】

「はだしのゲン」が「少年ジャンプ」に連載されている頃、僕は高校生でしたが、他の漫画とかなり異質な漫画でしたので、結構つよい印象を受けたのを覚えています。実は、今回の陳情がなければ単行本となっているということも知りませんでした。僕の中で「はだしのゲン」というのは「少年ジャンプ」に連載された、1年間の連載内容を「はだしのゲン」として捉えています。今回こういう話題になって学校図書館に置いてある単行本の10冊をすべて読みましたが、僕の思っている「はだしのゲン」とは随分内容が違っているなという印象を持ちました。調べてみると、1年間しか連載されていなかった「少年ジャンプ」以降、他誌で連載されたものも加えて10冊の単行本にまとめ発刊してあるそうです。多くの方が捉えている「はだしのゲン」とは、実は少年雑誌に載っていたときのゲンである場合がほとんどなんです。単行本になった「はだしのゲン」を初めて読みました。請願5号で指摘されるような発言が主人公の口から出ていたりすることも多く、これはまたちょっと違う内容になっているなど実感しました。しかし、あくまでも図書として置いてある分には、それを規制するのはどうかと思います。それよりも、平和教育としてそれをどう利用するかということがすごく気になります。記載のあちこちに天皇観だとか戦争責任、日の丸、様々のことで、一般的なメディアでは表現できないような内容が多くあり、それが平和教育の名のもとにどのように使われるのかがすごく気になります。で、この平和教育についてなんですが、小学校で行われる平和教育というのはカリキュラムとしてあるんですか？それとも総合的な観点での教育なのですか？それをちょっと教えていただきたいです。

【指導課指導主事】

平和教育につきましては、カリキュラムとして位置づけられているものではなく、特定の教科に限らずですね、例えば社会の学習の中、それから総合的な学習の時間の中で平和を願う日本人としての世界の国々の人と生きていくんだとか、そういうことが大切なんだということを自覚させるような指導をしているところでございます。カリキュラム自体に平和教育といったひとつの教科であったりそういうことではないです。

【中本委員】

じゃあ今でいう総合的な学習時間みたいなところの時間割でやってたことですか。

【指導課指導主事】

そうですね、学校によって平和教育というものをひとつのテーマに位置づけて、それをテーマにして学習をしていくということがあります。

【中本委員】

なるほど。有害図書というのは学校教育現場でどういうものを有害図書として扱うんでしょうか？

【指導事務係長】

神奈川県青少年保護育成条例および同条例施行規則の規定に該当するものをいまして、いわゆる卑猥系や残虐系の図書類、犯罪または自殺を甚だしく誘発・助長する図書と規定されております。

【中本委員】

これは、学校図書は学校単位で選んで図書館に入れているという状況ですよね。こういう議論になるような本があるってことは僕はちょっとクエスチョンなんですが、それがどう利用されて平和教育に使われている、あの文書 10 巻の中のどこを使って平和教育として利用しているかという実態が取れないような形だったら、すごく不安を感じます。で、ただ僕の意見ですけども、あくまでも学校図書は学校で決めるものであって、教育委員会としてそれをひとつひとつ精査するのはいかなるものかと思います。以上です。

【吉崎委員】

他都市でも請願が出ているかと思うんですが、その状況というのはどのようなものでしょうか？またどのように扱ったのでしょうか？

【指導事務係長】

先ほど陳述の中でもございましたとおり、相模原市教育委員会におきましては 3 月に審議を行いまして、学校図書館での閲覧に配慮することを求める請願については不採択になったと伺っております。また、東京都や 23 区についても同様の請願が出されております。東京都におきましては、学校図書館においては児童・生徒に幅広い知識と教養を身につけさせるべく、様々な図書館資料を置かれることが必要である。校長は学校における教育活動をはじめとする公務について権限と責任を有しており、図書館資料の選定事務についても同様である、等の理由で請願には応じられないということを伺っております。

【吉崎委員】

相模原も東京と同じ理由で請願の見解ですか？同じ理由と考えていいですか。

【指導事務係長】

校長の判断を尊重する、との理由と伺っております。

【高橋委員】

私も単行本 10 冊を読ませていただいたのと、今伺っていたものも含めて、平和教育というものは、例えば武蔵小杉に平和館があって、ああいうところも今年春リニューアルされてるんですね、平和館はね。それでその表現の仕方とか伝え方、そこは誰でも市民の方が立ち寄れる、これも歴史を伝えていくということが非常に関心が市民としてありまして、足を運んで見に行くということもそのリニューアル前もして、どうやって伝えていくかということが非常に難しい半面大事なことだなあと感じております。平和館の方に協力いただきながら授業をやっていただいております。例えばあそこに映像を見られるエリアがあって、そういった教材をビデオで見せていただきます。その中で私は「俺たちのビー玉」とか見たり活用したりすることもあるんですけど、そういったところでも表現って難しいなと思いつつ学習は大事であるという前提のもと伺いいたします。まず、学校で本の、そういった多方面でわたって慎重にいろいろ選ばれていると思うんですけども、本は原則論どのように購入しているのかわからないので、教えてください。

【指導事務係長】

各学校で異なるんですが、一般的には学校長・司書教諭・図書担当教諭・学校図書館コーディネーター・図書ボランティア・児童生徒等と複数の関係者で選書し、学校長の権限で図書の購入を行っております。

【高橋委員】

そうすると、選書、選ぶ基準というのは特に何かあるんですか？

【指導事務係長】

選書する際の基準でございますが、一律の基準はありませんが、市立学校に配布しております学校図書館の運営の基礎となっております「学校図書館ガイドブック」では、選書基準を定める際には、学校図書館協議会が定めた全国学校図書館協議会図書選定基準を参考にするとしております。

【高橋委員】

はい、ありがとうございます。

【濱谷委員】

ではもうひとつよろしいでしょうか。これは漫画になっているものが学校に置いてある、他には学校に漫画としての本はどういう種類のもが置いてあるのか、それからどんな本であろうとも貸し出して持ち帰って家族とも見たりされてることだと思ひ、親御さんとも一緒に話し合いながら学んでいくことかなと思ひんですけども、どんな教材を使おうとも指導の仕方もあったり、どこを捉えてどう言うかという部分が大事かなとちょっと思ひたりするんですけども、漫画がどのくらい図書室に置いてあるのか、どんな種類のもがあるのかなと。子どもたちはやっぱり読みやすい漫画から入って本に親しんでいくという部分もあるのかとも思ひるので、一概に漫画がダメとかそういうことは思ひていませんけれども、他の種類ではどのようなものが置いてあるとか、お願いします。

【指導課指導主事】

学校図書館には漫画もありますし、また雑誌だとか新聞だとか紙芝居であったり視聴覚資料なんか置かれていたり、様々なものが置かれています。漫画とか書籍とか雑誌のメディアに区分せずに、児童・生徒にとって読書活動の一助になるものを選書して置かれていますということでございます。で昨年度なんですけども、株式会社藤子不二雄ミュージアムから「ドラえもん」の本 50 巻の寄贈を受けまして、子どもたちはドラえもんが大好きでございますので、児童にも大変喜ばれて図書館への来館が増えたということで、そういう興味を持つということということで漫画というものは大変読まれているところかなと思ひます。

【濱谷委員】

ありがとうございます。使い方かなというふうに思ひんですけど。はい、ありがとうございます。

【吉崎委員】

高橋委員が言われた学校図書を選定の仕方ですね、もちろん校長に責任があるんですが、それ以外に学校関係者以外にコーディネーターの方とか保護者や子どもの意見も入るんでしょうか？その辺はどうなってますでしょうか？もう一度確認なんですけど。

【指導課指導主事】

学校に図書館ボランティアということで保護者の方が多く入られておりますので、そういった方のご意見を伺ったり、図書委員会の調査で児童・生徒の調査をして興味のある本などを聞いたりさまざまな形で選書している。

【吉崎委員】

相当慎重に貸し出す図書を選ぶときにはやっているのでしょうか？何か気になることございますか、選ぶ過程で。

【指導事務係長】

複数の目で選書をいたしまして最終的には学校長のもとで購入を行っているところでございます。

【中本委員】

やっぱり、本来ここで話し合うことなのかどうかというところに僕は疑問があるんですが、これは学校の単位で、学校がそれぞれの中で選んでいる本ですので、教育委員会としてこの本で、ある考え方を示すというのは、学校の自由な図書選びにまずい影響があるような気がするんですよね。ちょっとお伺いしたいのは、学校の現場でこの「はだしのゲン」についてはどんな解釈になっているのかというリサーチはなされてないですか？子どもたちの例えば意見だとか、先生たちとか。僕が知っている範囲だと、現実、今平和教育で「はだしのゲン」を使ってやっている学校はなかったです、図書としては置いてあるのはありますけど。そういった中、教育委員会で改めて、この図書についてどうこうであるというような指標を出すのは、学校それぞれの自由性を失うような気がして、ちょっと僕はそこは、どうでしょう、学校側はこの「はだしのゲン」についての議論については、図書の関係の方たちの間であるのでしょうか？

【指導事務係長】

学校訪問時や図書館コーディネーター等と意見交換をしているところでございますが、児童・生徒から「はだしのゲン」についての意見というのは伺っていないところでございます。

【中本委員】

保護者のほうからもないってことですか。

【教育長】

私は教員生活長いんですけども、特に「はだしのゲン」を取り上げて論じられるという機会は経験したことがありませんでしたし、今回他の教育委員会の取組の中で、この「はだしのゲン」という書籍が取り上げられる形になりましたけれども、おそらくそれ以前について関心をお持ちだった方が決して多いとは思えない状態だったと認識していますし、今の質問については特別な状況はなかったというふうにお答えするのがいいかなと思います。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは、これまでずっと皆さんの意見を頂戴してまいりましたが、ここで取り扱いを決定したいと思います。よろしいですね。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは、学校図書館の資料選定は学校長が責任者であるということ、これはよろしいですかね。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

様々な基準等に基づいて選定をしていくわけですし、そしてまた多くの子どもを含めた目を通して選定をされていくと、そしてその責任者は学校長であるということ、また従いまして、特定の図書に対して教育委員会が制限をすべきでないということも言えるかと思うんですが、どうでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

わかりました。それでは従いまして、「はだしのゲン」については学校長の判断を尊重し、教育委員会が閲覧制限や個別具体的な指導をすべきではないということで、平成 25 年度請願第 5 号から 8 号および請願第 3 号について、いずれも不採択としたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員】

はい、結構です。

【峪委員長】

それではそのようにさせていただきます。平成 25 年度請願第 5 号、請願第 6 号、請願第 7 号、請願第 8 号および請願第 3 号については不採択といたします。今後も各学校におきましては、子どもたちの健全な教養を育成するため、各校の実態に合わせた学校図書館運営にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それではこの件について終わりとい

たします。ありがとうございました。

請願第 2 号 自校調理方式中学校給食と各校に栄養職員配置を求める請願について

【峪委員長】

まず請願者の方が陳述を行いますので、ここでお願いをしたいと思います。10分程度で。

【請願者】

今日は陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。時間を守ってやっていきたいと思っています。私たちは長い間、市民が待ち望んでいた中学校給食を平成 28 年度から実施するという今回の教育委員会と川崎市長の決定を大歓迎しています。長い間待ち望んでいた給食ですので、私たち市民と教育委員会と市長さんとがチームを組んで中学生に贈る素晴らしいプレゼントにしたいと思っています。資料で新聞記事も入れたんですが、5月3日の朝日新聞では「中学校給食導入へ川崎市が奮闘中」という見出しで、励ましてくれていると思って、私たちも川崎市の取り組みを応援していきたいと思っています。4月10日に13870筆の請願を提出いたしました。その後も市民の方から続々と署名が集まり、今日も集まりまして。最終的なデータでは現段階で14,849人の賛同が得られております。ぜひ教育委員の皆さまも市民の期待に応えて、子どもたちが「おいしい給食のまち川崎」と誇りを持って言えるように、リーダーシップを発揮していただきたいと思っています。5月9日の教育委員会を傍聴いたしました。そこでは選択制ではなくて全員が喫食すると、みんなで同じものを一緒に食べることの大切さを皆さんが熱く語られていまして、私も大歓迎をしております。またもう1点、食育の大切さが強調されて、峪教育委員長さんが、教育委員会として大事にしてきたのは食育の推進と充実であるという冒頭の発言があって、方向性が示されて、私はそれも大歓迎しております。夏に予定されている実施素案の発表に向けて、これから教育委員会、この場でも検討が進んでいくと思うんですけども、いよいよ実施手法の検討に入っていくと思います。私たちは全員喫食は原則とした上で、学校の敷地内に給食室を作る自校調理方式を強く望んでいます。自校調理方式ということで江戸川区の中学校に見学に行ったり、またセンター方式とはどんなものかということで千葉市のセンターに行ったりもしてきました。給食を食べさせてもらって、栄養士さんや職員の方にもお話を聞きました。そんなことを基にして、4ページのところに前回の教育委員会でいただいた資料も含めて、実施手法の比較検討を作ってみました。自校とセンターとデリバリー、市の資料では親子方式や弁当箱配送というのもあったんですが、やっぱり川崎の4つの方針からはデリバリー弁当というのは多分外れるんじゃないかと思って、この3つを主に検討したいと思っています。ぜひ参考にさせていただければと思います。まず食育の観点から意見を述べたいんですが、教育委員会の資料でも自校調理方式の良さとして、

作り手、調理員の顔が見えて、交流を図りやすいというふうに書いてありました。センターやデリバリーでは熱心に食事を作っていただいても、その調理員さんや栄養士さんの顔が見えない、遥か遠くにあるということです。とても残念だと思います。自校調理の場合は毎日食缶を子どもが受け取る場所から、片付けで返しに行くまで日々自由な形で調理員さんや栄養士さんと交流ができると。私は昨年3月まで小学校の教員をしていたのですが、2時間目の休み時間ぐらいになりますと1階の給食室からとてもいい匂いがしてきます。特にカレーの匂いとかにんにくの炒めた匂いとか、そういうのが始まってくると子どもたちは教室の前に貼ってあるメニュー表を見て「今日のメニューはこんなだよ」と話が始まったり、まあそのころになると決まって男の子は「お腹がすいた」と大きな声で叫ぶとか、という風景があって、3・4時間目、そして給食というふうになるんだと思います。そして、私が勤めていた学校では、調理員さんがワゴンに食缶を入れて教室の前まで運んでいただきました。それを子どもたちが「ありがとうございます」といって受け取って、給食を始めるわけです。ですから「いただきます」という挨拶や食べ終わっての「ごちそうさまでした」という挨拶の中にも、作ってくれた方への感謝の気持ちとか、食べた食材に対する、命をいただくということに対する思いとか、そういうものが入ってくるんだと思います。また片付けを終えて1階まで降りていくんですが、当番の子は給食室に返すときに「ごちそうさまでした」とか「ありがとうございます」と大きな声で言って返しています。こういうふうに自校調理の場合は、給食ということを通して食育の基本が自然な形で進められるというふうに体験してきました。また視点を変えて、調理員さんや栄養士さんのほうからも、自分たちが作ったものを食べてくれる子どもや生徒の顔が見えるというのは、非常に大事だと思うんですね。で、空になった食缶を見ると、次もよりよい給食を作ろうというやる気が出るのよというのは、調理員さんから話をお聞きしたんですが、訪問した江戸川区の中学校の栄養士さんは、栄養士はやりがいのある仕事だと、自校献立のときには栄養士の腕の見せ所だとおっしゃっていました。学校やクラスによる残量・残菜の多い少ないについても、自校の場合だとより具体的に把握ができて作り方に反映することができると思います。江戸川区の訪問の際に、ちょうど体育祭が近づいた頃に3時間4時間と外で運動しますので、子どもたちの疲れがたまって残菜が増えてくると、そういうことがあったそうです。そんなときには、栄養職員と調理員さんがチームで研究をして、味付けを少し濃くするとかメニューをちょっと工夫するとかして、子どもたちを給食室から体育祭を応援しました、ということができていました。ですからこういう作り手と子どもたちとの繋がりが、おいしい給食とか楽しい給食を生み出すのではないかと思います。千葉市のセンターを見たときに、あと実際の中学校を見たときに、残菜が非常に多かったんですね。特に野菜の和え物がたくさん残っていました。私たちが行ったセンターは、18校9,300食を作るところだったんですが、実際戻ってくると食缶が自動的に計量機に載りまして何グラム残ったというのがデータ化されて電子データになるんですけれども、そのデータを基にして、じゃあ学校や学級に対してこういうメニューを工夫するとかはもちろんと

でもできるわけではないと、味付けを工夫するとかというのも即対応はなかなか難しいのではないかなと思います。教育委員会で出された資料を読みますと、自校調理の場合は施設面・予算面の課題があるというのも十分わかります。ただ、食育の推進と充実ということを考えると、自校調理の良さというものは際立っているというふうに思います。予算面で考えても、豪華な設備を作ろうというのではなくて、川崎の小学校で普通にやっている施設を中学校に作るということですから、川崎市には十分な建設のノウハウを持っていると思うんですね。ですからまったく新しい事業ではないんだという点を強調したいと思います、確かに予算がかかるのはよくわかりますが。あとぜひ私たちがお願いしたいのは、実施手法を検討するときに、こういう表があるんでしょうけれども、施設面・予算面で困難だという理由で初めからこれはだめだよ、というふうにするのではなくて、やはり自校調理の良さを十分に認めていくような論議をしていただいて、中学校給食の1つの姿として、やっぱり自校は掲げておいていただきたいというふうに思います。であの、おいしい給食で有名な高崎市、これは行ったわけではなく本で読んだんですが、自校調理方式とセンター方式を並存している街だそうですが、最近センター方式を止めて自校に切り替えていると。やっぱりそちらのほうがおいしいということだと思んですが、自校や親子調理方式に切り替えているそうです。ぜひ川崎市でも自校調理方式を中核に掲げて、他の実施手法を組み合わせることでじっくり進めていくというような知恵がなんとか出ないものかと願っております。あと、栄養職員の役割についてもぜひお話をしたいと思うんですが、アレルギーの対応の問題です。自校調理で栄養士が配置されていれば、除去食が可能になります。千葉市は小学校は全小学校に栄養士さんがいまして、除去食を全部作っていました。けれども中学校になるとセンターになってしまうので、除去食の個別対応はできないということに係の方がお話ししてくれました。私たちは栄養職員が全校に配置されると、千葉市とか江戸川区とかそういうところがやっているわけですが、それをぜひ求めているんですが、給食の配置基準でいくと、もし中学校で自校をやっても29人だということを市教委から伺いました。そうするとあと22人、51校ですから足りないということになると、やっぱりここをぜひ先進的な給食を作るという点で、全校に配置するというのを工夫できないかということを考えております。市民の大きな支持があれば、納得があれば全校に配置することは、基準を上乗せすることは可能だと思います。私たちは栄養職員の全校配置の良さをこれからも多くの市民の方に訴えをして支持を広げていきたいと、素案検討まではぜひ皆さんと世論を盛り上げていきたいと思っております。最後になりますが、食育の推進と安全・安心の給食を提供するためにも、あと本当に超多忙な中学校の現場の先生に新たな給食の負担事務を任せるのはとても忍び難いという点でも、ぜひ全校できるだけ多くの栄養士の配置を望みたいと思います。川崎の中学校給食は今まさに検討中であり、進行中の課題であることはわかっておりますので、今回の請願の趣旨は、これからいよいよ本論に入る素案の検討に、ぜひ自校調理方式と栄養職員を各校に配置するという課題を正面に据えて、真摯に検討を続けていただきたいということです。よりよい中学校給食を望ん

でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。陳述につきましては、本請願の審議に際しまして参考にさせていただきたいと存じます。それでは次に事務局からの説明をお願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、請願第2号「自校調理方式中学校給食と各校に栄養職員配置を求める請願」についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

1の「川崎市立中学校給食の基本方針について」でございます。

本市では、これまで、中学校の昼食は、「家庭からのお弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、お弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してまいりましたが、中学校完全給食の実施に関する「市議会の決議」や様々なご意見・ご要望があったことを踏まえて教育委員会会議において議論を重ねていただいた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論をいただきました。そして、枠内にございますように、

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

との、「基本方針」を、昨年11月に決定していただいたところでございます。

次に、2の「平成28年度導入に向けた実施スケジュール」でございますが、今年度は、「実施手法の検討」「実施手法に伴う整備計画の検討」「計画事業費・スケジュール検討」に着手し、現在、実施方針（素案）の策定に向け、中学校給食推進会議、同検討部会、中学校給食推進連絡協議会等においてもご意見をいただきながら、検討を行っていただいているところでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

3の「川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について」でございます。

図の中央の項目は、中学校完全給食実施に向けた具体的課題と考えているものでございます。これらの課題のうち、太枠内の7つの課題については、本日も含め、今後、実施方針素案の検討の中でご議論いただきたいと思いますと考えております。具体的には、

- ・「中学校給食の在り方」つまり「給食の提供対象を全員とするか、家庭弁当と給食との選択制とするか」という課題
- ・「民間活力を活かした効率的な実施手法」の検討
- ・「具体的スケジュールや、学校の年間の業務実態を踏まえた円滑な導入時期」の検討

- ・「安全・安心・安価・良質な食材の確保」について
- ・「中学校給食における食器の形態」について
- ・「給食費の額」について
- ・「食育の推進」について

でございます。

太枠の下の特線枠につきては、実施方針を踏まえ、実施までの間に検討すべき課題と考えておられて、「教職員の配置や役割」「給食提供の安全確保」「学校内における配膳・運搬等」「川崎らしい献立」「給食時間の課題」でございます。

右下の施設改修につきては、本年の1月から3月にかけて実施いたしました「既存施設調査」に基づきて、各中学校ごとに、施設等の「整備計画」を策定してまいりたいと考えております。

このページの下段は、平成24年5月現在の全国の「学校給食実施状況」でございます。また、次のページは、「政令市における中学校給食の状況」でございます。後ほど、御参照願います。

資料の説明は、以上でございますが、改めまして、請願項目についての、事務局の考え方について、でございますが、請願項目1「自校調理法式の中学校完全給食を実施してください。」につきては、中学校完全給食の実施手法につきては、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討し、所要額や財源を精査した上で、今後、実施方針素案の検討の中でご議論いただきたいと考えております。

請願項目2「各校に1名の栄養職員を配置してください。」につきては、中学校完全給食の実施に伴う栄養職員の配置のあり方につきては、実施方針の策定と併せ、実施までの間に、検討してまいりたいと考えております。

請願項目3「自校献立で、豊かな食育と地産・地消の学校給食をすすめてください。」につきては、中学校給食の献立につきては、地産地消を含め、学校給食を活かした教材として活用することにより、成長期である中学生に健全な食習慣が身につけられるよう、実施方針の策定と併せ、実施までの間に、検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

【峪委員長】

それではこの請願に関するご質問・ご意見等でございますでしょうか。

【吉崎委員】

私の誤解があるかもしれませんが、小学校は最初から給食を作るような建物になっていると思うんですが、中学校は必ずしもそうではない、というのが川崎の状況かと思ひます。そういった場合に給食室を作るスペースですね、自校給食の場合の、そのスペース的な部分においては、どういう状況になっているのか、もしわかれば簡単で結構ですでお話

ただけないでしょうか。

【中学校給食推進室担当課長】

先ほどご説明いたしましたように、昨年の1月から3月までに中学校給食に向けた配膳室などの整備事前調査というものを行っております。これは、中学校給食実施に向けた給食関係諸室の整備計画策定のために実施したものでございまして、具体的には近隣道路の制限の状況、コンテナ等の受け入れ室増築スペースの有無ですとか、荷卸箇所勾配ですとか、配送用トラックの旋回スペースの状況、門扉の有効開口ですとか、渡り廊下改修整備の必要性、門扉から受け入れ室までの配送トラックの通路、受け入れ室からの配膳の動線、既存配膳室の状況、別棟があれば別棟までの動線、受入室、配膳室として改修検討箇所、昇降設備の状況などがございます。合わせまして建物敷地、これは運動場以外のスペースでございますが、建物敷地に単独給食調理場を、いわゆる自校給食調理場を設置するスペースがあるかどうかについても、見てまいりました。結論から言いますと、全校で自校調理場、単独調理場を整備するといったことは敷地の条件から困難であるというような状況が認められたところでございます。中学校完全給食を平成28年度中に全校で実施するためには、単独調理場やセンターと言われる共同調理場など、共同調理場にも民設・公設の場合等ございますが、これはすべての手法について検討していく必要があるというふうに考えております。

【吉崎委員】

ということは、今の中学校の敷地スペースを考えると、自校給食のためのスペースというのは相当難しい状況であるということでしょうか。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。

【吉崎委員】

どのくらいの状況なんですか。今51ありますね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい、それでごく一部の学校につきましては、敷地面積が広く運動場以外の建物敷地に単独調理場を整備する物理的なスペースがあることが認められましたが、それは近隣への影響ですとか、学校の現状の課題等たくさん抱えておりますので、実際にそのスペースがあってもすぐにはできるかといった課題がございますので、その辺のところも学校と十分に協議・相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりまして、川崎の実情に合った手法というものがあると思いますので、実施方針の策定に向けまして総合的に検討して

いきたいと考えております。

【峪委員長】

仮に自校方式でやりたいという望みはあっても、難しい学校が物理的にあるということでしょうね。広いスペースがあっても「近隣の」というのは、近隣にどういうことを伺うのでしょうかね。

【中学校給食推進室担当課長】

いろいろ課題があるところとしましては、例えば敷地の図面上は広いスペースがあったとしても、記念樹ですとかたくさん学校には樹木が植わっておりまして、それを伐採してまで整備するというのは学校というは大変な判断が必要となってくるのですとか、あと学校によっては近隣の戸建の住宅にかなり近接している学校もたくさんございます。そういう学校では、まん前に大きな調理場ができてしまうということになりますと、臭いの問題、音の問題、いろいろ学校として近隣の方々との課題が出てきてしまう、そういったところについても学校としても大変大きな決断になると考えておりますので、そこは学校と十分協議しながら今後慎重に検討していきたいと思っております。

【峪委員長】

なるほどね。

【高橋委員】

それに付随して、さっきスペースに対していろいろな学校形状の課題があるようなご説明があったと思うんですけど、視察をさせていただくときに、スペースが広くても例えば死角になってはいけない、建物を建てて職員室から校庭が見えないという説明も、以前視察に行ったときに校長先生から教えていただいたことがあったりしたんですが、そういったところも形状の課題というのに入ってくるんですかね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい、そうですね。運動場がやっぱり職員室からいつも見える状態ですとか、もしくは保健室も怪我をした子が速やかに運び込まれる、速やかに救急車が入れるといったような条件がございまして、そこを犠牲にしてまでというのは学校としても決断があると考えます。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【教育長】

今の中学校の現状ですが、中学校には武道場という建物があるんですが、まだ敷地が狭あいということもありまして、武道場が設けられていない学校もありますので、川崎市内、なかなか敷地の狭あいというのは大きな課題だといえると思います。

【峪委員長】

なかなか難しいですね。

【濱谷委員】

請願でもおっしゃっているように、一番望ましいのは各学校に給食室があって小学校のように見えるとか、とても大事なことだとは思っていますけれども、何しろ一番大切な中学時代になるべく早くちゃんとした食事を提供してあげるということを第一に考えると、市長さんがおっしゃっているように、市で決めたように、28年度にすべての学校でスタートするということを目標に進めていかなければいけないことはひとつ第一かなというふうに思っています。メニューとかいろいろな部分は、今まで小学校給食を長々とやってきている、大勢の栄養士もいますし、いろいろな意味でその部分のノウハウはぜんぜん心配はしていないんですけども、どういう手法でやっていくかというところがね、一番の問題のところかなというふうに。今お聞きして、学校のスペースとかいろいろお聞きしたわけですけども、本当に渡邊教育長さんもおっしゃったように、武道場についてももう学校の授業に入り込んできちちゃっているわけで、ないところは作っていかなければいけないような状況にも全国どこでも言っているような状況なので、そういうことも含めると、これから給食室を建てる、今まで小学校は給食室があったところの横に家が建って住んでらっしゃる方はそんなに苦情はおっしゃらずに住んでらっしゃると思うんですけど、中学校に今まで全くなかったところに、住宅もいっぱい密集しているところにこれから建てるとなると、本当にいろいろな条件が整わないと難しいのかなと。あと施設の基準自身もどんどん高度になってきていますので、既存のところでは実際小学校であれで給食やっているじゃないかというのは、長々とそれでやってきている施設は大昔に許可が下りて少しずつ改善をし、働いている人が衛生面を何しろ守りやっているわけで、これから建てる施設はあれでいいということは絶対に通らないと思うので、そうなるものすごい施設を1ヶ所ずつ建てるのはちょっと無理かなというのがまず思います。一番いい方法というのはもうわかっているんですけども難しい。食数は何しろ川崎市の全部で中学生の食数が多いですよ、ですから何かひとつの方法で全部やろうと思ってもなかなか難しければ、いろいろな方法を絡めて、込みで、ここはこういうふう、ここは自校もあってもいいかもわかりませんが隣から運ぶのもいいかもしれませんが、何しろ全校ができるように何とかいろいろな方法を組み込んで考えていくしかないのかなというふうにちょっと思いますので、ぜひ幅広くいろいろなことを考えてやっていただきたいなというふうに第一に思っています。

【中本委員】

今の濱谷委員のおっしゃるのはすごく賛成なんですけども、まず 28 年にやる、これを前提にして、とりあえずできることとできないことが当然出てくる、これはもう間違いなくあるんですけど、やっぱり自校方式は川崎市慣れてますし、それであるが為がいいこともたくさん事実としてあるわけですので、実質 28 年度のときに何校かは自校方式でやれるような場所を、例えばひとつ提案として作れないものなのかなど。全部いきなりというのは当然おそらく期日の決まった中で、でもそのために遅らすというわけにはいかないので、周りのさまざまな条件をクリアできるところで、この期日に間に合う自校方式というところのチャレンジをしてみたらいかがでしょうか。で、条件の中でとにかく 28 年度には全部で GO するという。結果多分、やっぱり自校方式がいいねということになるんでしょうけど、でもできない以上は、やらないとなんかこう、中学校ではどうなるのかと見えないような。様々な調査をなさらないと簡単にはいくぞというふうには言えない話なんですけど、ぜひ 28 年始まる時には数校とまではいなくても、なんかこうひとつ形がね、喜ばれた中でやっている自校方式の学校が 1 つあると、目指していただけたらと思います。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、この請願の取り扱いについて決定していこうと思うんですが、よろしいですか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

いろいろご意見を頂戴いたしましたけれども、まずは中学校給食については平成 28 年度の早期実施を目指すため、実施方針素案というものを策定することにしております。中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等の意見もいただきながら、実施手法をはじめ実施手法に伴う整備計画、または計画事業費、さらにはスケジュールなど具体的な課題について現在教育委員会で論議を行っていくということ、また栄養職員の配置についてですが、実施方針の策定と合わせて検討していくと、実施までの間に決定していくということになるかと思えます。また自校献立による食育等、地産地消のあり方については、現在検討している実施手法と深く関わりがありますので、その結果に応じて進めていくということ、現段階で本請願に関して一定の判断を示すということは、今後予定している実施方針案の審議等に関わる判断となっていますので、今後の公正な論議に制約を生じさせることになりかねないものですから、この請願に対する判断を現時点で行うことは適切ではないように思います。従いまして本請願につきましては、採択の判断をしないでいくのが

妥当かなと思うんですが、いかがでしょうか。

【各委員】

はい、結構です。

【峪委員長】

それでは本請願は採択・不採択の判断はしないことにいたします。ありがとうございました。

請願第1号 2015年度の教科書採択に関し今までの採択手順での採択を求める請願について

請願第4号 教科書採択地区についての請願について

【峪委員長】

いずれも教科書採択に関する請願でございますので、一括して審査したいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

では一括して行います。請願第1号につきましては、請願者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いをしたいと思います。

それではこれから10分程度でお願いします。

【請願者】

請願第1号について陳述をさせていただきますけれども、このような機会を与えていただきまして本日はどうもありがとうございます。私たちは教育に憲法を生かす川崎市民の会と申しますけれども、代表が所用のため、今日の陳述につきましては、代理として私早川芳夫が行わせていただきます。私は現在川崎市内の高等学校で社会科の教員をしております。で今回の請願、今委員長さんからお読みいただきましたけれども、私たちは昨年、一昨年と同様の趣旨の請願をしてまいりました。私たちは、教科書は児童・生徒が学ぶべき主たる教材として位置づけられ、どんな教科書を使うか、授業で直接それを使う教師が子どもたちの状況や様子を考慮して決めるべきだというふうに考えています。実際、義務教育諸学校での教科用図書の無償措置に関する法律、以下無償措置法と言わせていただきま

すが、その制定までは、児童・生徒に直接教える教師や学校が、様々な教科書の中から選定をしていました。憲法の「義務教育はそれを無償とする」との精神に則って1962年に無償措置法が成立して教科書無償化が実現したことは、素晴らしいことであったと考えています。しかしその一方で、それまで教師や学校が選定していた教科書は、日常的に児童や生徒に接することの少ない教育委員会の判断に委ねられることになったのです。しかし無償措置法の「第3章 採択」の章において次のように謳われています。第10条では「都道府県の教育委員会の任務として、都道府県の教育委員会は当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し計画し、および実施するとともに、市町村（市町村特別区を含む）の教育委員会ならびに国立及び市立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行わなければならない」と書かれています。また第11条では「都道府県の教育委員会は前条の規定により、指導、助言または援助を行うときは予め教科用図書選定審議会（以下選定審議会と言わせていただきます）の意見を聞かなければならない」となっています。また、16条においては「政令指定都市の区の区域またはその区域を合わせた地域に採択地区を設定しなければならない」と定めています。また16条は、無償措置法によって地区ごとに採択制度が変更される際、政令市が一採択地区では他の都道府県における採択地区と著しく均衡を失う恐れがあるため、市内を分割して採択地区を設定することとし、設けられた条文と考えています。川崎市は全国でも極めて人口規模の大きい自治体であり、川崎市の採択地区がこれ以上統合された場合、無償措置法が想定した適性規模から大きく逸脱してしまいます。川崎市は南北に細長く、その地域性は大きく異なります。特に子どもたちを取り巻く経済的な状況や教育環境には、大きな差異があると言わなければなりません。このような中では、地域に即した教科書を選定することが重要であり、そのことを可能とする現在の採択地区を維持することは重要だと考えています。また、1997年9月、文部省（当時）は「教科書採択の改善について」を通知し、行政改革委員会の意見の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じ教科用図書採択地区の小規模化や採択方法の工夫・改善など、教科書採択のあり方の改善に引き続き努められるとともに、併せて貴管下の市町村教育委員会に対しても周知徹底を図り、云々という通知をしておりますし、また行政改革委員会の当面、現在の共同採択地区についても（中略）現在3郡市程度が標準となっている、採択地区の小規模化や採択方法の改善を図るべきである、との意見を通知しています。さらにこの行政改革委員会の提言をもとに、将来的には学校単位の採択への実現に向けて検討していく必要との観点に立ち、当面の措置として教科書研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫・改善について、都道府県の取組を促すとの閣議決定が1997年になされています。また現在では、無償措置法は採択地区の最小単位を郡から町村に変更しているのです。さて私たちはこの川崎市において、今まで行われてまいりました採択手順は、川崎の実情に即して定められたものであり、川崎市が長年にわたって培っ

てきた採択の手順は。教科書を使う子どもたちにとっても、その教科書で教える教師自身にとっても大変使いやすく教えやすい教科書が採択される手順として、大切であると考えているところです。具体的には、まず教育委員会が学校長や教員、保護者、学識経験者からなる教科用図書選定委員会に教科書の内容を諮問しますと、審議会が各学校と教科ごとの教科書の内容を調査する調査研究会に各教科書の内容を観点（教育審議会から示されたものですが）に即しての調査を依頼します。次にその結果を審議会に報告し、審議会はその報告を基にどの教科書がそれぞれの観点に即しているかどうかを審議し、教育委員会に結果を答申します、という形になっています。このような教科書研究のうえに委員会の皆さんが採択をするということになっておりますけれども、同時に市民への提示も行われ、その意見も集約して教育委員会に報告されていますので、市民・保護者の意見も反映した採択が行われてきたところです。ぜひ、今後の義務教育諸学校の教育教科書の採択に関して、今まで行われてきた川崎市教育委員会での採択手順を踏まえて、今後も行っていきたいということで、請願をさせていただきたいと思います。さらに、神奈川県等で昨年問題になりました、高校日本史の採択についてですけれども、文科省が教科書検定に合格したものの中から各高校ごとに選定した教科書を、他の教科書を選定し直せと教育委員会から指示されそのとおりに変更されてしまったことです。このようなことが起これば、教育現場では何を基準に教科書を選定すればよいのかわからなくなり、大きな混乱を引き起こしています。このことは検定を通過した教科書から、市町村等の教育委員会や採択委員会が採択した教科書を、県教育委員会から変更を求められることがありうるということの意味し、現在の教科書選定制度の根幹を揺るがすものとして決してあってはならないことと考えています。ぜひ高校の教科書の採択については、学校の意向を尊重して行っていただきたいと思います。請願事項は、読ませていただきますが以下のとおりです。

1. 教科書を直接使って教える教師たちの意見が反映される現行の手順を遵守すること。
2. 採択地区が全市ひとつになると、南北に長い川崎の地域特性が反映されない採択結果になるので、現在の4つの採択地区の変更を行わないこと。
3. 教科書展示場が南部、中部に偏っているので教師、市民が行きやすいよう、各区ごとに展示場を設けること。高校教科書の採択は学校の意向に配慮して行うこと。傍聴希望者のすべてが傍聴できる施設で採択を行うこと。

以上、請願させていただきます。審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。教育に憲法を生かす川崎市民の会 共同代表 畑谷嘉宏 江田雅子 代理 早川芳夫

【峪教育長】

どうもありがとうございました。それでは陳述を審議に生かしていきたいと思います。それでは次に事務局から説明をお願いします。

【指導事務係長】

それではまず請願第1号および請願第4号についてご説明させていただきます。

小・中学校の教科用図書の採択について御説明申し上げます。

1の採択時期を御覧ください。

小学校は、平成22年度に採択替えを実施し、中学校は、平成23年度に採択替えを実施いたしました。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条では、学校教育法附則第9条教科用図書を除き、教科用図書を採択する期間は4年となっております。言い換えますと、4年間は同じ教科用図書を採択し、4年に1度、採択替えを実施いたします。今年度は小学校の採択替えを実施し、平成27年度から平成30年度までの教科用図書の採択を行います。中学校の次回の採択替えは、平成27年度に実施し、平成28年度から平成31年度までの教科用図書の採択を実施いたします。

次に、2の平成25年度の採択地区を御覧ください。

本市における採択地区は、表にございますとおり4つの採択地区となっております。なお、採択地区の設定、変更の権限は神奈川県教育委員会にございますので、本市教育委員会といたしましては、採択地区の設定、変更について、県教育委員会あてに意見を述べることとなります。

次に、3の平成25年度の教科用図書展示会場を御覧ください。

川崎区の宮前小学校、中原区の教育会館、高津区の総合教育センターの3ヶ所でございます。こちらの会場は、いずれも県が設置する「教科書センター」と位置づけられております。また、多摩区の多摩図書館を臨時会場として設置いたしました。

次に、4の教科用図書採択会場を御覧ください。平成23年度は、総合教育センターで、平成24・25年度は、教育文化会館で実施いたしました。

次に、5の前回の採択替え時における教科用図書の採択手順を御覧ください。

初めに、教育委員会が教科用図書の調査審議について「教科用図書選定審議会」に諮問するとともに、調査研究会、各学校に対して教科用図書の調査研究を依頼いたしました。

依頼及び諮問を受け、学校では全ての種目の教科用図書に関して編集・内容等の項目について調査内容をまとめ、校長名で調査研究会に報告しております。

また、教育委員会が任命した調査研究員により構成されております調査研究会は、各学校からの提出のあった調査研究を採択地区ごとに取りまとめるとともに、研究会独自に教科用図書に係る調査研究の報告書を作成し、選定審議会に送付しております。

教科用図書選定審議会は、教育委員会が委嘱又は任命した校長、教員、保護者、学識経験者、教育委員会事務局の職員により構成された組織でございます。選定審議会は調査研究会からの報告を参考にする一方、選定審議会独自の立場で審議した上、報告書を作成し、教育委員会に答申いたしました。

教育委員会では、この報告書を参考にする一方で、教育委員会の権限と責任において審議を行い、最終的に採択地区ごとに教科用図書を採択するものでございます。

以上が、前回の採択替え時の手順でございます。

次に2つの請願事項について、説明いたします。

請願第1号でございますが、

- ・教科書を直接使って教える教師たちの意見が反映される現行の手順を遵守すること
- ・採択地区が全市1つになると、南北に長い川崎の地域特性が反映できない採択結果になるので、現行の4つの採択地区の変更を行わないこと
- ・教科書の展示会場が、南部・中部に偏っているので、教師・市民が行きやすいよう各区ごとに展示場を設けること
- ・高校教科書の採択は、学校の意向に配慮して行うこと
- ・傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択すること

でございます。

請願第4号でございますが、

- ・川崎市の教科用図書採択地区を、現行の4採択地区から全市で1採択地区に統合すること

でございます。

なお、請願事項につきましては、後の議案に関わってまいりますので、説明は控えさせていただきます。事務局からの説明は以上でございます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。それではご意見・ご質問等ありますでしょうか。

【中本委員】

採択地区が4地区に分かれています。それぞれの採択で実際に教科書はどれくらい変わっているのですか。

【カリキュラムセンター室長】

採択が分かれる場合、前回（平成23年度使用）の採択のとき、図画工作で採択が3区だけ開隆堂となった経緯がございます。

【中本委員】

はい、覚えています。

【カリキュラムセンター室長】

それから21年度、14年度も図画工作（14年度は生活図画工作ということ）でその2教科について採択が分かれたことがございます。

【中本委員】

他はないんですか。

【指導事務係長】

今小学校ですけれども、中学校につきましては平成 23 年度実施した平成 24 年度使用教科用図書採択の時には、第 3 地区におきまして保健体育の教科書が異なっているというのがございます。

【濱谷委員】

さしあたりの即今年度（平成 26 年度）に小学校をやるわけですよね。来年度に中学校を。ここについては 4 つにするか 1 つにするかという部分は可能なわけでしょうか。1 つにもできる。

【指導事務係長】

採択地区の権限につきましては、神奈川県教育委員会の権限でございますので、川崎市としましては神奈川県に意見を述べるということになっております。

【濱谷委員】

意見を述べたら通ったらできるということですが、今年度のことはもうどうなんですか。

【指導事務係長】

今年度につきましては、昨年度の 6 月いっぱい神奈川県に意見を述べるという形になっておりますので、来年度から始まる小学校の教科書につきましては回答期限は過ぎております。

【濱谷委員】

中学校のは今からでも可能。

【指導事務係長】

そうですね、はい。

【濱谷委員】

6 月ってことはもうぎりぎりってことですよね。はい、わかりました。

【高橋委員】

だいたい傍聴の方が皆さん見られるようにということですが、以前はどれぐらいの人数の方がいらっしたんですか。

【指導事務係長】

数は数えておりませんが、100名以上はお見えになったと思います。

【カリキュラムセンター室長】

総合教育センターでやりましたので、十分皆さん見ていただくことはできました。

【高橋委員】

はいわかりました。ありがとうございました。

【峪委員長】

それではこの請願に関する取り扱いについてやりたいと思いますが、何かありますか。

【教育長】

この請願第1号、そして第4号はいずれも採択地区についての請願事項がありますけれども、実はこの3月の市議会定例会で議会からこの採択地区にかかるご質問をいただいています。内容は、現在本市では第1から第4の採択地区に分けられているけれども、この採択地区を変更する予定はあるのかというようなことでご質問がありました。それに対しまして、採択地区の適正規模化を含めまして今後教科書の採択については教育委員会で協議していきたいという形で答弁をさせていただいています。従いまして、この教育委員会の場において、採択地区のあり方について今後ご協議いただきたいと思っておりますので、それを踏まえてご判断いただければありがたいと思います。

【峪委員長】

はい、わかりました。それではこれまでの審議を踏まえて、請願の取り扱いに入りたいと思います。教科用図書採択については、その手順や方法を含めて本市教育委員会は従来から教育委員会の権限と責任において実施をしてきているわけです。採択地区の適正規模化についても今話がありましたように、今後協議が予定されているということ、その趣旨から本請願事項に関して一定の判断を今出すということは、議案審議や教科書採択の判断に関わる議論となって、今後の平等で公正な論議に制約を生じさせることにもなりかねないというふうに思われます。この請願に対する判断を現時点で行うことは適切ではないのではないかとこのように考えます。過去の教科書採択に関する請願・陳情についても、本市教育委員会においてはいずれの請願・陳情について内容を審議し採択・不採択の判断をしないという決定をしているように思います。従いまして、本請願につきましてもこれまでと同様に採択・不採択の判断をしないということが妥当かと思えます。そのような扱いでよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

ではそのように決定させていただきます。なお、これからもよりいっそう公正・公平な教科書採択事務を遂行する際の貴重なご意見として、この請願を参考としてまいりたいということは変わりないと思います。よろしく願いいたします。また先ほど事務局からの説明でもありましたが、この請願は議案第7号に関するものですので、引き続き議案第7号の審査を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

8 議案事項 I

議案第7号 平成27年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【峪委員長】

指導事務係長さんお願いいたします。

【指導事務係長】

議案第7号「平成27年度川崎市使用教科用図書の採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問」について御説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

初めに、平成27年度川崎市使用教科用図書の採択方針について御説明いたします。

「1 目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものであります。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの公正かつ適正を期すため、平成27年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

「2 採択の基本的な考え方」の「(1)採択の権限」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施いたします。

「(2)採択する教科用図書」でございますが、採択対象とする教科用図書につきましては、

「学校教育法第 34 条第 1 項」等の規定に基づき、文部科学省が作成する教科用図書目録に登載された教科用図書のうちから使用する教科用図書を採択するものといたします。ただし、特別支援学校、特別支援学級におきましては、「学校教育法附則第 9 条」の規定により、検定教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。なお、以下、この教科用図書を「附則第 9 条図書」と呼んでまいります。

2 ページをご覧ください。

「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、種目ごとの種類を絞り込むことなく、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表するものといたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明性に努めるものでございます。ただし、教科用図書選定審議会及び調査研究会は、事務執行上影響があるため非公開とするとともに、学校が作成した調査票のうち学校名が特定できる部分は不開示といたします。

「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

3 ページをご覧ください。

「3 教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の調査審議を諮問するものでございます。また、審議会の下に調査研究会を置き、教科用図書の調査研究を依頼いたします。

「(3)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の 5 つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択するものでございます。「ア 学習指導要領との関連」、「イ 編集の趣旨と工夫」、「ウ 内容」、4 ページをお開きいただきまして、「エ 構成・分量・装丁」、「オ 表記・表現」でございます。なお、イの編集の趣旨と工夫以外は、神奈川県教育委員会が策定いたしました「平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」の観点を準用しているところでございます。

「4 教科用図書の採択手順」でございますが、これにつきましては、フロー図により御説明申し上げますので、6 ページをお開き願います。

「フロー図①」は、小・中学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。

教科用図書の採択にあたりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、

教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいりたいと考えているところでございます。

採択までの流れでございますが、初めに、教育委員会が①で教科用図書選定審議会に対して教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。

各学校では全ての種目の教科用図書に関して④により編集・内容等の項目について調査内容をまとめ、校長名で調査研究会に報告するものといたします。

また、調査研究員により構成されております調査研究会が、⑤により各学校からの提出のあった調査研究を採択地区ごとにとりまとめるとともに、⑥により調査研究会独自に教科用図書に係る報告書を作成するものといたします。

次に教科用図書選定審議会での審議になりますが、選定審議会は、学校長、教員、保護者、学識経験者や教育委員会事務局の職員により構成するものといたします。

選定審議会は調査研究会からの報告を参考にする一方、選定審議会独自の立場で審議した上、⑦により答申書を作成し、教育委員会に答申するものといたします。

教育委員会では、この答申書を参考にする一方、独自の視点で教科用図書を審査し、最終的に教育委員会の権限と責任のもと採択地区ごとに教科用図書を採択していただくものいたします。

以上が、小・中学校における教科用図書の採択手順でございます。

なお、中学校が使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定に基づき、4年間は同一の物を採択いたします。平成27年度は今年度を使用している教科用図書と同一のものを採択することになりますので、教育委員会で採択を実施いたします。

次に高等学校の教科用図書の採択手順について御説明いたしますので、7ページのフロー図②をご覧ください。

高等学校の教科用図書の採択替えにつきましては、義務教育諸学校とは異なり、採択地区や期限などの法令上の具体的な定めはございませんが、設置学科、学校の特色等の各学校の実態に応じて、毎年、学校ごとに採択替えを実施しているところでございます。

採択替えは、教科用図書目録に登載された教科用図書のなかから採択するものとします。また、学校ごとに使用する教科用図書を選定するものといたします。採択の手順といたしましては、教育委員会が審議会に諮問するとともに、各高等学校から選任された調査研究会へ調査研究を依頼します。調査研究会から選定審議会に対して、全ての種目の教科用図書に関する調査研究報告と各学校が選定候補とする教科用図書に関する報告を行うものといたします。

審議会では、調査研究等の報告を参考に審議いたしまして、審議結果を教育委員会へ答申し、教育委員会において採択を行います。

次に、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択手順につきまして御説明いたし

ますので、8 ページのフロー図③をご覧ください。

特別支援学校は、小学部から高等部までございますので、教科用図書の採択手続は、各部署で異なります。

特別支援学校の小学部及び中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として普通学級で使用する教科用図書と同じでございますが、特に必要と認められる場合は、下学年(かがくねん)用の教科用図書及び附則第9条図書を使用することができるとなっております。学校が附則第9条図書の使用を希望する場合は、校内検討委員会を設置し、調査研究し選定した附則第9条図書が審議会に報告されます。審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただくものといたします。

特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した附則第9条図書を審議会に報告するものといたします。審議会では附則第9条図書について審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択を行っていただくものといたします。

以上、「4 教科用図書の採択手順」につきまして、校種別にフロー図により御説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。

今後のスケジュールでございます。

本日以降、教科用図書選定審議会、調査研究会、教科用図書展示会を経て8月の教育委員会における採択を予定しております。

以上、教科用図書採択方針、手順等につきまして御説明申し上げます。

10 ページをご覧ください。「平成 27 年度使用教科用図書の選定に係る諮問」について御説明申し上げます。

本年度は、小学校、高等学校、特別支援学校で使用する教科用図書の採択替えを行うこととなります。そのため、これらの教科用図書の採択替えにあたり、教育委員会が教科用図書選定審議会の意見を聞くため、同審議会に諮問するものでございます。

1の諮問内容でございますが、校種ごとに使用する教科用図書についての調査審議でございます。

2の根拠法令は、「川崎市教科用図書選定審議会規則」でございまして、参考資料の1ページに条文を掲載してございます。また、参考条文といたしまして、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び第13条2項」及び「同法施行令第10条」を参考資料の2ページに掲載してございます。

3の諮問先は、川崎市教科用図書選定審議会でございますが、本委員会で御承認いただきましたら、諮問の手続を進めていく予定でございます。

議案第7号「平成 27 年度川崎市使用教科用図書採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問」について、事務局からの説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。ご質問等ありますか。

【高橋委員】

今後のスケジュールはプロセスの中で検討いただきたいところがあって、毎年出てくる特別支援学校、支援級の9条教科書の資料の作り方なんですけども、答申というか、検定の中身が見てもあまりコメントがわかりづらいです。もうちょっと明確になっていただいていると、見方が、見やすいというか、ちょっと要検討していただきたいです。500冊とか出てくると思うんですよね、学校で500、級でどちらかが500でどちらかが800ぐらい出てくるんですけど。

【峪委員長】

他になければ原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【中本委員】

いよいよ始まるわけですね。

議案第8号 平成27年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）について

【峪委員長】

総務部担当課長さんお願いいたします。

【総務部担当課長】

それでは、議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。この議案でございますが、今年の4月に開校いたしました川崎高等学校附属中学校の、平成27年度入学者の募集及び決定に関する実施計画の基となる要綱がまとまりましたので、ご審議いただくものでござい

ます。内容といたしましては、昨年の要綱と大きな変更はございませんが、本市の中高一貫教育校の入学者の募集及び決定を行うにつきましては、2度目ということでもあり、昨年同様項目に沿って、要点をご説明させていただきます。

それでは、平成27年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）をご覧ください。

まず、1の募集定員です。募集定員につきましては、120名3学級分です。

次に2の志願資格です。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者となります。現在市外に居住しており、市内に転居予定の者につきましては、志願資格承認を得ることで志願が可能となります。また、2の(3)に記していませんとおり、外国に居住して現地校に在籍しているなど、志願者の状況として様々な場合がありますが、原則として学齢で整理することといたしました。

次に3の志願手続についてです。(1)の志願の範囲につきましては、志願の公平性の観点から、他の公立の中高一貫教育校との併願は認めておりません。これにつきましては、神奈川県や横浜市も同じ扱いとしております。(2)の志願の方法といたしましては、簡易書留による郵送とします。(3)の入学選考料につきましては、昨年5月の教育委員会で審議していただき、その後市議会において改正されました「川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例」に従って、徴収させていただきます。志願手続の受付期間は、年が明けまして平成27年1月7日から9日までといたします。

1枚めぐりまして、2ページをご覧ください。4の検査方法についてです。検査は、作文を含む適性検査及び面接といたします。障害等のある志願者につきましては、予め必要な手続を行っていただき、適切な配慮を講じることといたします。

5の検査期日につきましては、平成27年2月3日といたします。神奈川県の中高等教育学校、横浜市の南高等学校附属中学校も同じ日程と伺っております。

続きまして、6の合否決定及び合格発表期日についてですが、検査の結果及び調査書による総合的な選考により、上位120名を決定し、2月10日に発表いたします。これにつきましても、神奈川県、横浜市も同じ日程と伺っております。

7の入学の許可についてです。合格者につきましては、合格通知書を交付いたします。なお、検査等の際、または合格発表の後に不正行為が判明した場合には、入学を許可しない、または入学許可を取り消すことといたします。

8の入学手続については、指定した期日までに必要な手続を行うこととなりますが、入学者に欠員が生じた場合には、繰上げ合格者を決定することとなります。その方法といたしましては、当初の合格者の次の順位の人から順に、学校長が当該者一人ひとりに対して電話連絡を行い、入学の意思を確認した上で、入学者に充てることとします。

以上、要点につきましてご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

【吉崎委員】

昨年平成 26 年度の倍率はどのくらいだったんですか、というのが 1 つ。2 つ目がですね、適性検査等がありますが、適性検査等の内容と配分がもしわかれば教えていただければ。

【総務部担当課長】

ではまず倍率のほうですが、受検者数が実質 853 名となりまして、7.11 倍という倍率になりました。

【総務部指導主事】

問題につきましてご説明させていただきます。問題につきましては、附属中の教育理念にあります、育てたい生徒像の 3 点がございまして、自らの能力と個性を伸ばす高い志を持ち、将来の進路希望の実現に向けて主体的に学ぶ生徒、表現力やコミュニケーション能力を養い多文化共生の視点を持って国際社会で活躍する生徒、豊かな感性や人権感覚を身につけともに支えともに生きる担い手として活躍する生徒、という教育理念がございまして。それに合わせまして適性検査問題では、これまでの小学校で学んでまいりました知識や経験を活用しながら提示された文章や情報を読み解き、自分の考えや思うことを自分なりに表現する力を測りました。コミュニケーション能力につきましても、面接等で測ることとしました。ということで、今回の附属中学校の検査におきましては、志願者の思考力や表現力を把握するための検査問題も含まれました。今回の検査では、特に自然科学的な問題や数理的な問題を分析し表現する力を見る、適性検査 2 の「ダンゴムシの調査に関する問題」が話題となり新聞等で取り上げられました。内容については以上でございます。

【吉崎委員】

ということは適性検査ということで、教科には分けてないんですね、国語とか算数とか。

【総務部指導主事】

はい、適性検査 1 と適性検査 2 という形で分けさせていただいています。

【吉崎委員】

1 と 2 は既存の教科でいうとどんな内容になりますか、関係しますか。

【総務部指導主事】

適性検査 1 につきましては国語や社会などの関連する分野でございまして、情報を読み取りそれを活用する力を問うもので、社会的な問題ではデータを読み解きそれを活用し判断する力、1 については作文の問題も含まれます。2 につきましては先ほど申し上げましたとおり数理的な問題の活用を。

【吉崎委員】

算数と理科から出ているということですね。

【総務部担当課長】

はい。

【吉崎委員】

人文社会系と自然科学系に大体分かれていて、知識と活用の両面をふくんでいるということですね。あと学校からの調査書があると思うんですが、これはどういうふうに判断材料に使っているんですか。

【総務部担当課長】

学校からの調査書につきましては、それぞれ国語、社会、算数、理科、音楽、図工、家庭、体育 8 科目のそれぞれ 3 段階の変数をそのまま合計値にしまして換算をしました。

【吉崎委員】

それはどういうふうにするんですか。

【総務部担当課長】

今回の選考につきましては、当日の点数が 7 割、面接が 2 割、調査書が 1 割となっております。

【吉崎委員】

7:2:1 ということですね。あともう 1 点だけですが、附属中学校に入った子は必ず高校のほうに行くということですか、それを前提にしていると。

【総務部担当課長】

前提はそのようにしております。

【吉崎委員】

6 年間。

【総務部担当課長】

はい。

【吉崎委員】

途中で抜けることは見てないわけですね、

【総務部担当課長】

それにつきましては、希望が出た場合には致し方ないというところではあります。

【吉崎委員】

一貫教育ではないと。

【総務部担当課長】

併設型ですので。

【吉崎委員】

併設型なので一貫教育ではない。

【総務部担当課長】

はい。で高校生になりましたときには、平成 29 年度には新たに外部から 1 クラス分募集します。

【吉崎委員】

外から 1 クラス分ですか。はい、ありがとうございます。

【峪委員長】

他にないですか。

【濱谷委員】

全市的に結構来ましたか？通うのは。

【総務部担当課長】

通学的なところからいきますと、やはり一番多く志願してきたのは川崎区の生徒たちが一番多いです。で大方はやはり川崎、幸、中原、それからあと南武線 1 本で来れる学校の小学生の方が多いです。やはり乗り継ぎで来る田園都市線、東横線の方は少なくなりました。

【濱谷委員】

通学時間が結構かかっちゃうところがあるですかね。わかりました。

【高橋委員】

4番の検査方法(2)にですね、障害等のある志願者の指定、希望する方に対する配慮というのが、これ何か例えば前例とかありますか。

【総務部担当課長】

今年のほうでは配慮事項としまして、文字が読めない、ちらついてしまうということで、ディスプレイ方式、パソコンの画面を通じて受検ということがありました。それからあと、難聴の方もいらっしゃいますのでそのへんでは聞き取りやすく話をするということも指示がありました。

【高橋委員】

はい、ありがとうございます。

【峪委員長】

特にないようでしたら、これでいいですか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

総務部担当課長さんお願いします。

【総務部担当課長】

報告事項報告No.2-1「教育委員会の権限に属する事項に係る 教育長の臨時代理の報告について」ご説明します。

前回4月22日の教育委員会に引き続きまして「川崎市学校運営協議会委員の任免及び委嘱・解嘱について」の内容です。

資料をご覧ください。今回はコミュニティ・スクール8校のうち5校について報告いたし

ました。このたび、4月24日に開催されました第一回目の学校運営協議会に間に合わせるため、4月23日に土橋小学校学校運営協議会より別紙のとおり報告がございましたので、同日付けで教育長の臨時代理による任免及び委嘱・解嘱を行いました。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

生涯学習推進課長をお願いします。

【生涯学習推進課長】

報告事項No2-2 「教育委員会事務の委任等に関する規則」に基づき補助執行しております「川崎市青少年の家運営協議会委員」が、平成26年4月30日付けで任期満了となりました。本来ですと教育委員会にて議案としてお諮りいたすところでございますが、人選の都合上、教育長の臨時代理により委員を委嘱、任命をおこないましたので、ご報告申し上げます。

報告事項No2-2の2ページをご覧ください。

2ページは、「教育委員会事務の委任等に関する規則」の抜粋でございまして、第3条第9項第6号において、青少年教育施設に係る附属機関に関して、市民子ども局子ども本部長に補助執行させることを定めております。

3ページをご覧ください。

「川崎市青少年の家条例」及び「川崎市青少年の家運営協議会規則」の抜粋でございまして、のちほどご確認をいただきたいと存じます。

それでは、1ページにお戻りください。

このたび川崎市青少年の家運営協議会委員として委嘱及び任命した者の一覧表でございます。表の左から選出区分、委嘱者、任命者の氏名、現職を、また右側にはご参考までに前期委員名の氏名等を記載してございます。

委員の委嘱、任命期間でございますが、平成26年5月1日から平成28年4月30日でございます。

氏名の欄に網掛けをしておりますが、2号委員の社会教育委員関係団体から推薦された岡野恵美子委員と3号委員の市内在住の社会教育の経験を有する市民のうち、町田裕昭委員が新たに委嘱されておりますが、その他の委員の方につきましては、再任となっております。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

それではいずれの報告も承認ということによろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

ありがとうございました。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下非公開>

10 議事事項Ⅱ

議案第9号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱について

【峪委員長】

総務部担当課長お願いします。

【総務部担当課長】

議案第9号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」ご説明します。

資料をご覧ください。この度、東橋中学校学校運営協議会から、委員である保護者および地域住民の任期途中の変更につきまして、別紙のとおり報告がございました。保護者委員の変更につきましてはPTA役員の事務分担の変更によるもの、地域住民委員の変更につきましては、民生委員の交代によるものと伺っております。また、学校長の変更も併せて報告されましたが、先日の教育委員会で報告いたしましたとおり、教育長の専決事項により、すでに任免の手続きが済んでおりますので、今回の一覧には現委員として載せております。なお、東橋中学校の今年度第一回目の学校運営協議会は、明日5月14日に開催される予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

質問等ありますか。ないようでしたら、原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

ありがとうございました。

議案第10号 川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等について

【峪委員長】

指導課長お願いします。

【指導事務係長】

議案第10号「川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等」についてご説明申し上げます。

この議案は、先ほどご承認いただきました選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱又は任命、及び教科用図書の選定に関する調査研究を行なうため、調査研究員の任命につきましてお諮りするものでございます。

最終ページの参考資料をご覧ください。川崎市教科用図書選定審議会規則でございます。

第2条に選定審議会について規定されておりますが、委員の構成は40人以内となっておりますが、第2項に掲げる区分の方々の中から教育委員会が委嘱または任命することになっております。

区分の内訳は、学校長が6名、教員が7名、保護者が9名、学識経験者が3名、総合教育センター職員が14名、教育委員会事務局職員が1名、お手元の議案1・2ページの名簿の方々を委嘱または任命いたします。

第4条に調査研究会について規定されておりますが、調査研究員は、委員以外の教員のうちから必要な人員を教育委員会が任命すると規定されております。

議案3ページから5ページは、小学校の調査研究員、議案6ページから8ページは、高等学校の調査研究員でございます。本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【峪委員長】

質問等ありますか。ないようでしたら、原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。